

## 川崎市保育まつり開催経費補助要綱

1 1 川 健 育 企 第 2 7 1 号

平成12年1月12日付市長決裁

(目的)

第1条 毎年、多くの児童が児童福祉法第39条に規定する保育所や同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）を卒園し、小学校に進学していくことを祝福するとともに、保育所等が担う社会的役割を広く市民に周知することを目的とした「川崎市保育まつり」は本市の保育事業の発展に寄与するなど公益上の必要性が高い事業である。よって、この要綱では、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会が開催する「川崎市保育まつり」の開催経費の一部を補助することについて、定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 この補助金は、「川崎市保育まつり」の開催のために要する経費を補助対象経費とする。補助対象経費は当該事業の実施に係る委託料、需用費、使用料等で本市が必要と認めたものに限る。また、補助金額は予算の範囲内とする。

(補助金の申請)

第3条 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長は、川崎市保育まつり開催経費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出し、補助金を申請する。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めた場合には、補助金の交付決定を行い、川崎市保育まつり開催経費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を他の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る収支について帳簿等を整え、常に使途を明確にしておかなければならないこと。
- (3) 補助金に係る申請の内容を変更する必要がある時は速やかに届け出て、市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、この要項の定めに従わなければならないこと。

(変更等の承認)

第6条 補助金の交付を受けた後、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長は、次の各号に該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を得なければならない。

- (1) 補助金交付の対象となった事項又は交付申請書の記載事項について変更が生じたとき。ただし、軽微な事項であると市長が認めるものを除く。
- (2) 「川崎市保育まつり」を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第7条 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長は、事業が完了したときは、その日から60日以内に、川崎市保育まつり開催経費補助金実績報告書(第3号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の方法で補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第5条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(返還命令)

第9条 市長は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長が次の各号のいずれかに該当し、既に補助金の交付を受けている場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第6条第2号に規定する「川崎市保育まつり」の中止又は廃止が承認されたとき。
- (2) 第7条に規定する実績報告により、当該補助金の額が対象経費の実支出額と比較して適切でないと市長が認めたとき。
- (3) 第8条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備等)

第10条 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長は、「川崎市保育まつり」に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該「川崎市保育まつり」の完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間、保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。